

(参考) 産業競争力強化法に基づく創業支援について

- 各地における創業促進を促進するため、産業競争力強化法に基づき、創業者にとって身近な存在である市区町村が、「**創業支援等事業計画**」を策定。
- 市区町村が地域の支援機関と連携して実施する「**特定創業支援等事業※**」による支援を受けると、以下の支援施策を利用することができる。

※創業に役立つ経営・財務・人材育成・販路開拓の知識が習得できる、継続して行われる個別相談支援、複数回の授業を行う創業塾や創業セミナー等

(1) 登録免許税の軽減措置

設立形態	通常の税率	軽減措置適用後の税率
株式会社	資本金の額×0.7% ※15万円に満たないときは、 1件につき15万円	資本金の額× 0.35% ※7.5万円に満たないときは、 1件につき7.5万円
合名会社 合資会社	1件につき6万円	1件につき 3万円
合同会社	資本金の額×0.7% ※6万円に満たないときは、 1件につき6万円	資本金の額× 0.35% ※3万円に満たないときは、 1件につき3万円

(2) 創業関連保証特例活用時の優遇

本来は創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、**事業開始6か月前**から利用の対象になる。

(3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇

- **新創業融資制度**
新たに創業するもの、創業後税務申告未了の者に対して条件と課されている自己資金要件（創業資金総額の1/10以上）を満たす者として利用できる。
- **新規開業支援資金**
貸付利率の引き下げが可能。

(4) 小規模事業者持続化補助金の補助上限増額

販路開拓等へ活用可能な持続化補助金の補助上限額が、**50万円から200万円**へ引き上がる〈創業枠〉の申請対象となる。（※令和元年度補正予算・令和3年度補正予算）

(5) 自治体ごとのサポート

市区町村によっては、補助金や融資等、さらなる支援施策を設けている。